

通所リハビリテーション費（介護老人保健施設 通常規模型） 2割負担の場合

R7.4

保険一部負担金 項目	内 訳	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション費 (介護老人保健施設 通常規模型)	6時間以上7時間未満の 利用の場合の負担金	1,430円/日	1,700円/日	1,962円/日	2,274円/日	2,580円/日
	1時間以上2時間未満(短時間) 利用の場合の負担金	738円/日	796円/日	858円/日	916円/日	982円/日
リハビリテーション提供体制加算 ※1～3hの短時間利用は除外	常時、配置されているPT・OTの合計数が利用 者25名に対して1名以上の体制 → 6～7h:24円/回	48円/日				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	勤続年数10年以上の介護福祉士の占める 割合が25%以上配置されている体制	44円/日				
科学的介護推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する 旨を都道府県知事に届出た事業所	1月につき80円				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する 事業所が加算	1ヶ月の総単位数(介護保険給付)×8.6%の額/月				
項 目	一部負担金	内 容				
リハビリテーションマネジメント加算 (口)	開始日から6月以内:1,186円/月-(ア)	事業所の医師が、PT・OTにリハビリ目的等の指示を行います。リハビリ会議を開催して、利用者の 状況等を参加者(ご家族等)と共有します。PT・OTが、介護支援専門員に対し、利用者の有する 能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。 PT・OTが利用者宅を訪問し、その家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点 に関する助言を行います。 通所リハビリ計画について、計画を作成したPT・OTが利用者又はその家族に説明を行い同意を 得るとともに、説明内容を医師に報告します。 利用者ごとの通所リハビリ計画等の情報をLIFE(厚生労働省)に提出して、リハビリの提供にあ たってはLIFEの情報、その他リハビリの実施に必要な情報を活用します。				
	開始日から6月超 : 546円/月-(イ)					
	医師が説明を行った場合 (ア)又は(イ)に加えて:540円/月					
短期集中 個別リハビリテーション実施加算	220円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、そ の退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に 行った場合。				
入浴介助加算(Ⅰ)	80円/日	(Ⅰ)の場合:入浴中の利用者の観察(自立生活支援のための見守りの援助)を含む介助を行いま す。 (Ⅱ)の場合:入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有している。 医師、PT・OT、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の居室を訪問し、浴室での利用者の動 作及び浴室の環境を評価します。居室を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状況や 訪問により把握した浴室環境等を踏まえた個別入浴計画を作成します。入浴計画に基づき、個浴 その他の利用者の居室の状況に近い環境にて入浴介助を行います。				
入浴介助加算(Ⅱ)	120円/日					
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	480円/日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された認知症の利用者に対して、 医師又は医師の指示を受けたPT・OT・STがその退院(所)の日又は通所開始日から起算して3月 以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に行った場合。				
退院時共同指導加算	1,200円/回	リハビリテーション事業所の医師・PT・OT等が病院の退院前カンファレンスに参加した場合 リハビリテーションに関わる情報の共有・在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施				

重度療養管理加算	200円／日	所要時間1時間以上2時間以内の利用者以外の者であり、要介護3、要介護4又は5であつて、別に厚生労働大臣が定める状態（*注 用紙裏に記載）であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。
----------	--------	---

<保険外負担金>

食事サービス費	食材料費及び調理費用含む	朝620円	昼650円	夕650円
日用品費 <input type="checkbox"/> 利用される場合 <input checked="" type="checkbox"/>	おしぼり、バスタオル、ティッシュペーパー、作業エプロン、ボディーシャンプー、シャンプーリンズ、ペーパータオル、入浴ブラシ、入浴用スポンジ、うがい液、口腔ケア材料、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤	60円/日		
教養娯楽費 <input type="checkbox"/> 利用される場合 <input checked="" type="checkbox"/>	お茶の時間（お菓子、飲み物等）、各種レクリエーション材料費、華道クラブ花代、書道教室半紙墨汁代、折り紙材料、陶芸教室材料、講師謝礼、地域行事参加費、地域グループ交流費、料理教室材料費、行事備品レンタル費用	100円/日		

※通所リハビリテーションを利用される方のおむつ代は、自己負担（実費）となります。

おむつ代：紙おむつ パットタイプ 30円/枚、フラットタイプ 100円/枚、パンツタイプ 120円/枚

（*注）別に厚生労働大臣が定める状態（イ～リのいずれかに該当する状態）

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障がい者障がい程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 褥瘡に対する治療を実施している状態

リ 気管切開が行われている状態